

協議事項

(1) 余市町地域公共交通活性化協議会設置の目的と役割 について

1. 目 的

町民（利用者・関係団体）、交通事業者、関係機関、町がそれぞれの立場から、余市町にとって、どのような公共交通がふさわしいのか、また町の生活に必要な移動手段など生活交通を検証し、余市町の地域公共交通のあり方や活性化の方策について協議し、余市町地域公共交通網形成計画作成及び計画実施に向けた協議・検討を行う。

2. 役 割

- ① 全町的に交通弱者や公共交通空白地も視野に入れ地域交通体系の在り方や交通政策等について、具体的な協議・検討する。
- ② 住民が自由に、そして安全、安心に移動できるよう公共交通に関する課題を発見する。
- ③ 地域にあった持続可能な公共交通のあり方を検討する。
- ④ 余市町内における公共交通に関する課題を解決する方策(事業)を検討する。
- ⑤ 公共交通の活性化につなげるための方策(事業)を検討する。

(参考事例)

【地域公共交通網形成計画を作成した先進地の事例】

〔岩内町〕

岩内町では、策定した地域公共交通網形成計画に基づき、町内完結の循環コミュニティバス実証運行を行い、その結果のもと定時定路線型（バス停設置型）の運行がなされている。

〔仁木町〕

仁木町では、中央バスの運行路線である銀山線にかわるコミュニティバス（事前予約制）の実証運行を行っている。

その他、ニセコ町ではデマンド型バスの運行（事前予約制）【※参考資料2】、倶知安町ではコミュニティバス「じゃがりん号」【※参考資料3】が運行されている。

※予約運行型バス（デマンド型交通）とコミュニティバスについて

	予約運行型バス（デマンド型交通）	コミュニティバス
ル　　ー　　ト	決まった時間に基本ルートを実行するものや、地域内を自由に運行するものなどがある	決まった時間に決まったルートで運行
運　　賃	タクシーより安い路線バスより高い	予約運行型バス（タクシー）より安い
予　約　の　有　無	予約が必要	予約の必要なし
乗降可能場所	あらかじめ乗降場所を定めているものや、運行地域内であればどこでも乗車できるが降りる場所は一定の場所に決められているものなどがある	あらかじめ決められたバス停留所でのみ乗降する